

## 沼津市立図書館資料除籍基準

平成12年3月 1日改訂

平成23年9月20日改訂

沼津市立図書館は、図書館法、沼津市立図書館条例に基づく公立図書館として、沼津市立図書館資料収集基本方針により収集された資料はこの基準により除籍する。

### 1 亡失除籍

- ① 蔵書点検で3回（3年）以上、所在が不明な資料。
- ② 貸出資料の内、利用者が天災又は不可抗力と認められる事情により失った資料。
- ③ 貸出資料で5年経過し、かつ利用者の住所が不明で今後とも回収の見込みがなく、所属長が除籍を認めた資料。

### 2 汚損・破損除籍

- ① 汚損・破損により修理不可能、若しくは修繕する価値のない資料。ただし、郷土資料等で代替のないものは除く。

### 3 不要除籍

- ① 内容等が古く利用価値のない資料。新版・改訂版の発行、法律の改正、技術の発達、新事実の発見その他社会事情の変化などにより利用価値の乏しくなった資料。ただし、事典等参考図書については原則として除籍しない。
- ② 自動車文庫用等に収集した資料のうち、上記の理由などにより除籍対象となったものや複本のあるものについては、一部を図書館に保存し他は除籍する。
- ③ 雑誌等逐次刊行物の取扱いについては、別に保存年限を定める。